

「埼玉県行財政改革プログラム2017-2019」に対する御意見と県の考え方

(反映状況の区分と結果)

A 意見を反映し、案を修正したもの	2
B すでに案で対応済みのもの	4
C 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	-
D 意見を反映できなかったもの	2
E その他	2

No.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
1	埼玉県の公共事業の見直しを行ってほしい。人口減少に伴い、必要な事業があるが、たくさん無駄な事業が多い。事業仕分けを行って可能な限り、財源の確保をすべきであるが、事業の見直しを行ってはどうか。	1	公共事業については、例えば道路事業では「道路事業に関する評価基準」により効果的・効率的な重点箇所を選定し、選択と集中を図るなどの取組を実施しているところです。 また、公共事業以外の事務事業についても、主要な施策・事業の重点的な見直しや予算編成等を通じた見直しを行っています。 これらの取組を徹底することで、効果的・効率的な事業の執行を図っていきます。 (該当箇所) P. 14 NO. 39	B
2	市町村の権限移譲について、もう少し市町村ができることがあるから県から権限移譲を行うようなガイドラインを作成し、具体的に示した方がいい。 そうすれば、市町村の負担と県の負担の軽減につながる。実施されてみてはどうか。	1	平成29年度からを計画期間とする権限移譲方針を定め、具体的な権限を示しながら、権限移譲を進めていきます。 (該当箇所) P. 22 NO. 74	B
3	職員の意識改革について、まだまだ、ルールの徹底的に守れてないことや、パソコンの電源を切らなかつたり電気をつけたままが見受けられます。 もう少し、意識改革を行うにはメールマガジンの配信、実践的な取り組みを紹介するなどを行うのが一番、効果がある。 実施されてみてはどうか。	1	職員の意識改革については「もし埼玉県庁が株式会社だったら」業務改善運動(※)や優良事例の紹介などの取組を進めてきたところです。今後も優良事例や実践的な取組を紹介するなど、継続的な情報発信により意識改革を進めていきます。 (該当箇所) P. 5 NO. 3~4 ※「もし埼玉県庁が株式会社だったら」業務改善運動とは、「最小・最強の県庁」を実現するため、民間が持つ優れた要素(コスト意識、成果の追求等)を取り入れ、「もし埼玉県庁が株式会社だったら何に取り組む必要があるか」について議論し、各課所で業務の改善に取り組むものです。	B

No.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
4	<p>県関連、県団体組織の収支改善策・埼玉高速鉄道の民営化 埼玉高速鉄道は埼玉県が出資する第三セクターの鉄道会社であります。県として、株式の出資をしていることから収支改善の必要性があると考えております。</p> <p>そのため、県職員、埼玉県内地方公共団体職員の通勤時、原則車を使わず、埼玉高速鉄道を使うべきと思います。</p> <p>モーダルシフトによる環境改善、渋滞改善の視点からも効果があると考えております。</p> <p>また、先程も述べさせていただきました様に、埼玉高速鉄道は県の出資施設であります。その事から、民営化、株式の売却による出資率低下、上下分離式の導入などとしては如何でしょうか。</p>	1	<p>埼玉高速鉄道株式会社の収支改善策として、埼玉県、川口市及びさいたま市は平成16年に「経営健全化支援計画」を策定し、同社はその支援のもとで、経営改善に取り組みました。その結果、平成21年度には償却前黒字を達成しました。</p> <p>さらに、県と沿線2市（川口市、さいたま市）は、平成22年に「経営改革プラン」を策定しました。同社では、目標年次である平成31年度までの経営黒字化を目指しプランに基づいた改革を進めてきました。しかし、リーマンショックや東日本大震災などによる沿線人口の定着鈍化の影響を受け、平成31年度までの経営自立の達成は困難な状況となりました。</p> <p>このため、平成26年度に事業再生ADR手続きの申請を行い、事業再生計画による抜本的な経営再構築を進めることとしました。</p> <p>この結果、平成27年度決算では、開業以来初めて約15億円の経営黒字を達成しています。</p> <p>県としては、埼玉高速鉄道株式会社が黒字経営を継続し、安定した経営を確立するよう取り組んでいきます。</p>	E
5	<p>「質の高い働き方の追求」については職員の県民全体の奉仕者としての自覚のもとに常にサービス精神向上に努めることである。3S（スピード・スマイル・スピリット）にスキルアップをして“4S”とし意識改革が求められる。業務について改善のアイディアの創意工夫の発揮できる営業システムに習った組織にすることも考えられる。これについては福井県観光営業部に先例があるので参考になろう。</p> <p>これまでの公・私分離ではなく、発想を転換して公私融合（コラボレーション）した行政ビジネスという新しい概念でビジネスモデルを模索想像することである。行政と営業（会社運営）の短所を捨てて長所を組み合わせた新しい公共システムとするものである。</p> <p>埼玉県においては、民間の知見を施策に活かす取組み「民間連携よろず相談所」を既に設置して実績があるので、この制度を今後も積極的に活用すべきである。</p>	1	<p>県ではこれまでも「もし埼玉県庁が株式会社だったら」業務改善運動や、県庁外部の考え方などに触れる「他流試合」への参加、民間企業への派遣研修の実施などにより、職員の意識改革やスキルアップを図ってきたところです。</p> <p>今後3年間についても、業務改善運動のバージョンアップや、頂いた御意見も参考に先進事例を積極的に取り入れていくなどして、ホスピタリティの向上等に努めてまいります。</p> <p>また、官民連携につきましても、平成22年度に「民間連携よろず相談所」を設置し、民間との連携を進めてきたところです。今後も積極的に制度の改善・活用を図っていくほか、新たに民間から積極的な提案や参画を求める制度を構築するなどして、民間連携の取組の深化を図ってまいります。</p> <p>（該当箇所） P. 5 NO. 3～4 P. 6～7 NO. 5～9 P. 13 No. 38 P. 15～16 No. 45～48</p>	B

No.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
6	<p>本県には行政手続法による県民コメント制度があり、このパブリックコメント手続きの内容が要綱で定められている。法律に基づく自治体の行政処分等について適用されるが、条例、規則による行政処分、行政指導等には行政手続法の適用はないとされている。</p> <p>私が平成27年に全国の政令指定都市（20市）について、パブリックコメント制度の規定の仕方をホームページにより調査したところ、条例が5市、要綱が13市、規則、指針が2市であった。</p> <p>条例、要綱、規則、指針いずれがよいかどうか一概に決めつけることはできないが、市民参加権の視点からすれば条例のほうが権利保護等で勝っている。条例5市の内4市は関東と静岡市の東日本で他1市は神戸市であった。パブリックコメント制度は、行政が民意と離れずに行われるようにするため、行政の実現を目指して設けられた制度であるから積極的に参加していきたいものである。</p> <p>資料の閲覧と入手方法、意見提出及び公示時期等について改善する点がないかどうかを、県民の意見を聴いたり他地域のこの制度の運用を調べて良いところがあったら取り入れるなど要綱の見直しをしたらどうだろうか。</p> <p>意見の公示時期については、案件の公布と同時期に公示しなければならないと法律には定めている趣旨にならって結果の公示をすることである。提出意見の多寡、内容及び行政内部の検討があるから日数がかかると思うができるかぎり早めにすべきである。意見提出者は意見が行政にどう考慮されたのか早く知りたい気持ちを持っているのである。</p> <p>資料は各市町村の情報コーナーにも閲覧用、貸出用を配布すれば、利便性が向上して意見提出者の増加にもなるのではないかと考える。さらにコーナーに意見提出用の宛先記入の料金差出人負担の封筒を備え付けて貰えれば有り難い。この方式は現にさいたま市では実施している。本制度の発展と充実を願い、さらに県民の意見が少しでも多く反映した県政が行われることを希求するものである。</p>	1	<p>県民の皆様から頂いた御意見の公表については、策定した施策の公表時までに行うよう、庁内向けに周知しているところです。</p> <p>資料の市町村への配布については、市町村側の事情もあることから、県の地域振興センター等に配置しているほか、ホームページにも専用のページを設けて全ての案件を掲載しております。また、御意見の募集に当たっては、県の広報紙である彩の国だよりに掲載するなどして、より多くの御意見を頂けるよう努めているところです。</p> <p>頂いた御意見も参考にし、引き続きよりよい県民コメント制度となるよう努めてまいります。</p>	E
7	<p>人事評価制度の活用で「人事異動に活用」とあるが、P.8①の説明と異なるので削除してほしい。</p>	1	<p>人事評価は「適材適所の人事配置」や「職員の能力開発」等を目的としています。</p> <p>また、県の人事異動方針では「組織力の向上と人材開発の両立」を基本方針の一つとして掲げています。</p> <p>人事評価を活用し、職員の能力や適性を踏まえた適材適所の人事配置を計画的に行うことで、人材の育成を図っていきます。</p> <p>(該当箇所) P.8 ①多様な人材の育成 前文 P.9 No.19</p>	D

No.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
8	ICT技術を活用した土工を推進→施工	1	<p>土工とは、建設工事において土を掘ったり盛ったりするなどの作業を指します。現在、土工において情報化施工が普及しつつあるため、土工という表現を用いているものです。土工以外への導入については、今後の技術の進展を見据えて検討していきます。</p> <p>(該当箇所) P. 17 No. 54</p>	D
9	<p>組織・定数の見直しで「全国一少ない職員数を維持し」とあるが、なぜそうでなければ県民ニーズに的確に対応することができないのか説明が必要です。</p>	1	<p>県民ニーズに的確に対応していくことは、職員数の多寡にかかわらず行政組織として当然に求められているものです。</p> <p>一方、厳しい財政状況が続くと予想される中、最少の経費で最大の効果を挙げることも行政組織として求められています。そのため、簡素で効率的な執行体制の構築を図ることとし、全国一少ない職員数を維持するものです。</p> <p>頂いた御意見と以上の認識を踏まえ、28ページ「(3)簡素で効率的な組織体制の構築」の前文について次のとおり修正します。</p> <p>『厳しい財政状況が続くと予想される中で、限られた財源を効果的かつ効率的に活用しつつ、県民ニーズに的確に対応していくためには「最少の経費で最大の効果」を挙げる必要があります。そのため、簡素で効率的な執行体制を構築していく。また、行政需要の多様化・複雑化に的確に対応していくため、多様な人材を確保するための取組を推進する。』</p> <p>(該当箇所) P. 28 (3)簡素で効率的な組織体制の構築 前文</p>	A
10	<p>「県立病院の独法化を検討」とあるが、「経営改善には、形式的に独法化を急ぐことだけではなく、実質的に何を行うかということが重要(2015.9日下部議員一般質問の知事答弁)」であるとしています。病院の経営状況など庁内でどのような検討、検証がされたのか、「効果的で適切なサービスの提供」という抽象的な表現でなく説明が必要です。→「法人化準備」は削除してほしい。</p>	1	<p>県立病院への地方独立行政法人制度の導入については、平成22年度に検討を行いました。その結果、公営企業制度と比較して効果が限定的であると考えられるため、当面導入しないとの結論を得る一方で、先行事例などの調査・検証を引き続き行い、がんセンターと小児医療センターの整備後に改めて埼玉県への導入の可能性を検証することとしております。</p> <p>平成28年度でがんセンターと小児医療センターの整備が完了したことから、独立行政法人制度の利点や課題などについて改めて検証を行い、制度導入の可否等について検討を進めてまいります。また検討の結果、制度を導入することとされた場合は、法人化準備に取り組んでまいります。</p> <p>なお、頂いた御意見と以上の認識を踏まえ、29ページNo.100「地方独立制度導入の検討」について次のとおり修正します。</p> <p>「新病院建設に伴い、更なる経営基盤の安定や良質な医療の提供を図るため、県立病院に地方独立行政法人制度を導入することで、より効率的かつ効果的なサービスの提供が図れるか調査・検討する。」</p> <p>(該当箇所) P. 29 NO. 100</p>	A